

新年度の準備はお済みですか？ 各種手続きなどのおしらせ



本庁舎



尾上総合支所



碓ヶ関総合支所

新年度に伴い、引越するなど環境が変わる方も多いのではないでしょうか。引越などにより必要となる手続きをまとめてご紹介します！

- TOPICS 01 異動シーズンに休日窓口を開設します
- TOPICS 02 国民健康保険の手続きを忘れずをお願いします
- TOPICS 03 上下水道の手続き、忘れていませんか？
- TOPICS 04 引越の際は、忘れずに住民票を移しましょう
- TOPICS 05 不要な軽自動車をお持ちの方・他人に軽自動車を譲渡される方へ

TOPICS 01

異動シーズンに休日窓口を開設します

例年、3月末から4月初めにかけて、住所変更をされる方が多くなります。そこで、転出・転入などの届出やそれに伴う事務手続きなどを休日も行えるように窓口を開設します。

- 日にち 3月28日(日)、4月3日(土)、4月4日(日)
- 時間 8:15～17:00
- 場所 市役所本庁舎、健康センター

取扱い業務	<ul style="list-style-type: none"> ・住民異動の届出（転入・転出など） ・戸籍の届出（出生・死亡・婚姻など） ・印鑑登録 ・戸籍謄抄本・住民票・印鑑登録証明書などの交付 ※パスポート・マイナンバーカード事務は除きます。
開設窓口	本庁舎・・・市民課 ※尾上総合支所、碓ヶ関総合支所、葛川支所は開設しません。

取扱い業務	住民異動や戸籍届出に伴う各種関係手続き
開設窓口	本庁舎・・・税務課、国保年金課、上下水道課 健康センター・・・福祉課、子育て健康課

【問合せ】 市民課 市民係 ☎44-1111（内線1222）

住所を変更する際には、
転入・転出の届けが必要です

☐・・・休日窓口開設日

3月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

4月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4						

【手続きの際の注意点】

※本人確認が必要な場合がありますので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。
※手続きによっては、後日改めて市役所へおいでいただくことがあります。

TOPICS 02

国民健康保険の手続きを忘れずにお願いします

14日以内に
届け出しましょう！

住所変更される方、健康保険が変更になる方へ

職場の健康保険と違い、国民健康保険の手続きは自分でしなければなりません。加入の届出が遅れると、国民健康保険税は加入資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。さらに、**保険証がない場合**、その間の**医療費は全額自己負担（★1）**になります。また、脱退の届出が遅れて、保険料（税）を二重に支払ってしまうケースが多く見受けられますので、必ず**異動のあった日から14日以内**に届け出ましょう。★1…申請により自己負担分を除いた額が払い戻されます。



国民健康保険の手続きチェックリスト

1つでも該当する方は、国保年金課または尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課市民係で次の手続きをしてください。

加入の手続き

- 他の市区町村から転入した（職場の健康保険などに加入していない場合）※1※2
⇒必要な物：他の市区町村の転出証明書、身分証明書、マイナンバーのわかるもの
- 職場の健康保険などをやめた※2※3
⇒必要な物：職場の健康保険などをやめた証明書、マイナンバーのわかるもの
- 職場の健康保険などの扶養から外れた※2※3
⇒必要な物：職場の健康保険などの扶養から外れた日が記載された証明書、マイナンバーのわかるもの

脱退の手続き

- 他の市区町村へ転出する※1
⇒必要な物：保険証、身分証明書、マイナンバーのわかるもの
- 職場の健康保険などに加入した※4
⇒必要な物：国保と職場の両方の保険証、マイナンバーのわかるもの
※職場の保険証が未交付の場合は加入したことを証明するもの
- 職場の健康保険などの扶養となった※4
⇒必要な物：国保と職場の両方の保険証、マイナンバーのわかるもの
※職場の保険証が未交付の場合は加入したことを証明するもの



その他の手続き

- 住所・世帯主・氏名が変わった※1※2
⇒必要な物：保険証、身分証明書、マイナンバーのわかるもの
- 世帯を合併・分離した※1
⇒必要な物：保険証、身分証明書、マイナンバーのわかるもの
- 大学など進学のために、他市区町村へ転出する※1
⇒必要な物：保険証、身分証明書、在学証明書、マイナンバーのわかるもの
- 保険証をなくした
⇒必要な物：身分証明書、マイナンバーのわかるもの
- 保険証を破損した
⇒必要な物：破損した保険証、マイナンバーのわかるもの

- ※1 事前に市民課で手続きが必要です。必要書類など、詳しくはお問い合わせください。担当/市民課 市民係 ☎44-1111（内線1221）
- ※2 国民年金の手続きも必要ですので、年金手帳をお持ちください。担当/国保年金課 年金係 ☎44-1111（内線1255）
- ※3 国保加入の手続きは健康保険などの資格喪失日以降になります。事前に手続きされても保険証をすぐに交付できない場合がありますのでご了承ください。
- ※4 職場の保険証が未交付で、やむを得ず国保の保険証を使用して医療機関を受診される場合は、必ず医療機関の窓口で「健康保険の切り替え手続き中であること」をお伝えください。職場の保険証が交付されたら、その医療機関にも届出してください。

学生用保険証について

国民健康保険は、通常、住所地の国民健康保険に加入することが原則です。しかし、進学するために平川市から他市町村へ住所を変更する場合は、特例として引き続き平川市から保険証が交付されます。ただし、平川市にいる扶義務者が生計を維持している必要があります。



■他市町村への進学が決まった方へ

転出届を提出したら、必要なものをお持ちのうえ、国保年金課または尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課市民係で「学生用保険証」の交付手続きをしてください。

必要なもの：①学生であることが証明できるもの（在学証明書または学生証） ②国保の保険証

■学生用保険証をお持ちの方へ

学生用保険証をお持ちの方が、卒業などにより学生でなくなる場合は、学生用保険証を返却し、進路に応じた手続きをすることになります。また、進学などにより、学生である期間が延長となる場合も手続きが必要となります。

学生用保険証をお持ちの方がいる世帯には、手続きの案内通知を3月中にお送りしますので、必要書類を確認のうえ、速やかに手続きをしてください。

TOPICS 03

上下水道の手続き、忘れていませんか？

上下水道の届出を忘れずに
お願いします

次に該当する方は異動の届出が必要です。

- ① 上下水道を使い始める方
- ② 上下水道を止める方
- ③ 使用者名を変える方
- ④ 転居・転出・死亡などで世帯の人数が変更になる方

※①・②の方は、前日までに届出をお願いします。
※異動の届出をしない場合、さかのぼって料金が請求されたり、前住所の料金が引き続き請求されたりします。忘れずに届出をお願いします。

●届出先

平賀・尾上地域	上下水道課（本庁舎1階）
碓ヶ関地域（上水道）	久吉ダム水道企業団
碓ヶ関地域（下水道）	上下水道課（本庁舎1階）

水道料金・下水道使用料のお支払いは
口座振替が便利です！

一度お申し込みいただくだけで、水道料金・下水道使用料が毎月ご希望の口座から自動で引き落とされます。口座振替をぜひご利用ください。

※碓ヶ関地域の水道料金の口座振替については、久吉ダム水道企業団へお問い合わせください。

●取扱金融機関

- ・青森銀行
- ・東奥信用金庫
- ・東北労働金庫
- ・ゆうちょ銀行
- ・津軽みらい農業協同組合
- ・みちのく銀行
- ・青い森信用金庫
- ・つがる弘前農業協同組合

口座振替日

毎月25日

※金融機関が休日の場合は翌営業日

●申込方法

通帳と届出印をお持ちのうえ、取扱金融機関へお申し込みください。

●口座振替開始時期

お申し込みから3～4週間ほどかかります。

[問合せ] 上下水道課 総務係 ☎44-1111（内線1126）、久吉ダム水道企業団 ☎48-2229

TOPICS 04

進学や就職などで引越をされる方は、忘れずに住民票を移しましょう

住民票は、選挙に投票することができる方の名簿である「選挙人名簿」への登録などにつながる大切な情報です。進学や就職などで引越される際は、転入・転出の手続きを行いましょ。

住民票を移したら、
選挙の投票はどこで
できるの？

住民票を移してから3ヶ月を経過すると、引越後の新しい住所地で投票することができます。3ヶ月を経過する前に選挙があった場合は、引越前の住所地での投票となります。

※引越前の住所地での投票も、住民票を移してから3ヶ月を経過している必要があります。

※地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限られます。

選挙の日に旧住所地
に行けない場合は、
投票できないの？

そんなときは、「不在者投票」ができます。「不在者投票」は仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票を行うことができる制度です。

※投票用紙などの郵送に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。



[問合せ] 選挙管理委員会事務局 ☎44-1111（内線1450）

TOPICS 05

不要な軽自動車をお持ちの方・他人に軽自動車を譲渡される方へ

軽自動車税(種別割)は、毎年**4月1日現在の所有者に1年分の税金が課税**されます。廃車・名義変更などの異動がある場合は届出が必要となりますので、所定の場所で手続きをしてください。なお、必要な書類などは、手続き内容などによって異なりますので、届出場所(車種によって異なります)へ直接お問い合わせください。



●廃車・名義変更などをするには、届出が必要です

現在お持ちの軽自動車などを廃車にする場合には、廃車の届出とナンバープレートの返納が必要です。

また、所有者が亡くなり、使用者が変わる場合や他人に車両を譲渡される場合などは、名義変更の届出が必要となります。届出がなされない場合は、引き続き軽自動車税(種別割)が課税されますので、忘れずに届出をお願いします。

加えて、住所変更、主たる定置場に変更があった場合も届出をしてくださるようお願いいたします。



●ナンバープレートのない車をお持ちの方へ

軽自動車税(種別割)は、公道の走行の有無にかかわらず、乗用装置(座席)が備え付けられている車両をお持ちの場合は課税対象となりますので、ナンバープレートの取得の届出が必要です。

●車種ごとの届出場所

①原動機付自転車(総排気量125cc以下のもの)、ミニカー、小型特殊自動車(トラクターやスピードプレーヤーなど)
【持参する物】ナンバープレート(廃車時)、印鑑など ▷税務課 住民税係、尾上・碓ヶ関総合支所 市民生活課 総務係
②軽自動車(総排気量660cc以下のもの)
【持参する物】検査証、ナンバープレート(廃車時)、解体証明書(解体時)、住民票(名義変更時)、印鑑など ▷軽自動車検査協会青森事務所 ☎050-3816-1831
③軽二輪車(総排気量125cc超250cc以下の二輪)
【持参する物】検査証、ナンバープレート(廃車時)、解体証明書(解体時)、住民票(名義変更時)、印鑑など ▷東北運輸局 青森運輸支局 ☎050-5540-2008
④二輪小型自動車(総排気量250cc超の二輪)
【持参する物】検査証、ナンバープレート(廃車時)、解体証明書(解体時)、住民票(名義変更時)、印鑑など ▷東北運輸局 青森運輸支局 ☎050-5540-2008

【②～④の代行手続き】

次の場所で、手続きの代行を有料で行っていますので、ご利用ください。

- ・社団法人 弘前自動車協会 ☎32-7237
- ・社団法人 黒石地区自動車協会 ☎53-2006

[問合せ] 税務課 住民税係 ☎44-1111 (内線1241)

中南地域県民局からのお知らせ

普通自動車・バス・トラックなどをお持ちの方へ

●住所が変わったら、自動車税(種別割)の変更届を提出してください

自動車税(種別割)の納税証明書は、原則として自動車検査証(車検証)に記載された住所にお送りしています。

転居などで住所が変わった場合は、運輸支局で住所の変更登録手続きをしなければなりません、事情によりすぐに住所の変更登録ができない場合は、中南地域県民局県税部へご連絡ください。

また、県ホームページからも届出することができます。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>

ページ上段「自動車税種別割住所変更届」をご覧ください。

[問合せ] 中南地域県民局県税部 納税管理課 ☎32-4341 (直通)

●自動車税(種別割)を便利な口座振替に切り替えませんか?

自動車税(種別割)の納付は、便利で安全・確実な口座振替をご利用ください。

▶**申込期限**(令和3年度・6月納期分) 4月30日(金)

申込用紙は、各取扱金融機関・中南地域県民局県税部の窓口にご用意してありますので、お気軽にお問い合わせください。

※口座振替済の通知書(兼納税証明書)の送付は行われません。

